

# 鳥取市立病院医師奨学金制度

## 令和 7 年度募集要項

この制度は、将来鳥取市立病院で医師として勤務しようとする医学生に奨学金を貸与することで、医学生の修学を支援し、鳥取市立病院に必要な医師の確保を図ることを目的としています。

この趣旨に基づき、令和 7 年度の奨学生を下記のとおり募集します。

### 1 応募受付

#### ○受付期間

随時

＊貸与決定者が募集定員になり次第終了します。

#### ○提出書類

- ①医師奨学金貸与申請書（様式第 1 号）
- ②履歴書（様式第 2 号）
- ③住民票の写し
- ④大学の学部及び学年が記載された在学証明書
- ⑤誓約書（様式第 3 号）
- ⑥連帯保証人の所得証明書
- ⑦連帯保証人の印鑑登録証明書

＊様式第 1～3 号はこの要項の末尾に綴り込んでいます。また、鳥取市立病院ホームページからもダウンロードできます。

#### ○受付時間

午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 5 時 1 5 分（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

#### ○提出先又は郵送場所

鳥取市立病院 教育研修センター（市立病院 3 階）

〒680-8501 鳥取県鳥取市的場一丁目 1 番地 TEL 0857-37-1522

### 2 選考方法

提出された書類の審査と市立病院での面接により決定します。

#### ○面接日

応募された方に対して、別途調整し通知します。

### 3 応募要件

次の要件の全てを満たす方が対象となります。

- ① 大学の医学を履修する課程（自治医科大学・産業医科大学除く）に在学していること
- ② 医師免許取得後、鳥取市立病院で初期臨床研修を行う意思があること
- ③ 将来鳥取市立病院に常勤医師として勤務する意思があること
- ④ 卒業後に勤務義務を課せられているような同種類の奨学金や給与を受けていないこと（日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けていない奨学金制度との併給は可能）

\*出身地域、居住地域等の制限は設けていませんので、①～④の要件を満たせば、どなたでも申請可能です。

\*①でいう大学とは、学校教育法第1条に規定する大学のことですので、国外の大学等で医師を目指している方は対象となりません。

### 4 対象学年・募集人数

#### （1）対象学年及び募集人数（令和7年4月現在の学年）

|      |    |      |    |
|------|----|------|----|
| ○1年生 | 2人 | ○4年生 | 2人 |
| ○2年生 | 2人 | ○5年生 | 2人 |
|      |    | ○6年生 | 1人 |

### 5 奨学金の金額

月額20万円（年額240万円）

### 6 貸付期間

奨学金の貸与決定を受けた月から大学を卒業する日の属する月まで

\*正規の履修期間の月数を限度とします。

### 7 貸付方法

原則として、毎年度、前期及び後期の2回、それぞれ6月分ずつ貸与します。（年度途中から支給開始の場合は別途通知します。）

### 8 連帯保証人

応募時に連帯保証人を2人立てていただくことが必要です。連帯保証人のうち1人は父又は母とし、もう1人は独立の生計を営む成年者としてください。

## 9 奨学金の返還免除

この奨学金は、奨学金の貸与期間に応じて、次の条件を満たせば、返還が全額免除されます。

○ 6年間貸与を受けた場合

初期臨床研修を当院で行い、その後5年間常勤医師として勤務。

○ 5年間貸与を受けた場合

初期臨床研修を当院で行い、その後4年間常勤医師として勤務。

○ 4年間貸与を受けた場合

初期臨床研修を当院で行い、その後3年間常勤医師として勤務。

○ 3年間貸与を受けた場合

初期臨床研修を当院で行い、その後2年間常勤医師として勤務。

○ 2年間貸与を受けた場合

初期臨床研修を当院で行い、その後1年間常勤医師として勤務。

○ 1年間貸与を受けた場合

初期臨床研修を当院で行う。

## 10 奨学金の返還猶予

奨学金の貸与期間満了後に、奨学金の被貸与者が直ちに初期臨床研修を開始できない場合、また初期研修修了後に継続して常勤医師として勤務できない場合であっても、次の事由に該当し、その事由が継続する間については、奨学金の返済を猶予します。

- ①奨学金の貸与期間満了後も引き続き大学に在学しているとき。
- ②大学の卒業時に医師免許の取得ができなかったが、引き続き医師免許の取得を目指す意思がある被貸与者で、大学卒業後2年を経過していないとき。
- ③市立病院で初期臨床研修を修了した後、他の病院で専門研修を受けることを目的に市立病院を退職した被貸与者が、専門研修を受けているとき。（市立病院退職後3年間まで）
- ④市立病院で初期研修を修了した後、大学院の医学を履修する課程で博士（医学）の学位を取得することを目的に市立病院を退職した被貸与者が、大学院に在学しているとき。（市立病院退職後4年間まで）
- ⑤災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難な場合として、管理者が特に認めるとき。

## 11 奨学金の返還

### （1）返還が必要な事由

奨学金の貸与を辞退したとき、成績不良等で貸与の決定を取り消されたとき、奨学金の返還免除や返還猶予の条件を満たさなくなったときなどは、原則として3月以内に一括して返還していただきます。

## (2) 返還額

奨学金の貸与中である場合は、全額返還していただくことになります。貸与終了後については、市立病院で全く初期臨床研修を行わなかった場合は全額返還していただきます。初期臨床研修開始以降に返還免除の条件を満たさず退職した場合は、返還免除の条件に不足する期間分を月割計算で返還していただきます。

## 12 その他

### ○初期臨床研修

この奨学金の貸与を受けた方の初期臨床研修は、鳥取市立病院限定となります。マッチングに参加し、鳥取市立病院を第1希望に選択してください。

### ○奨学金貸与の詳細

鳥取市立病院医師奨学金貸与制度の詳細については、鳥取市立病院ホームページに掲載している「鳥取市立病院医師奨学金貸与条例」、「鳥取市立病院医師奨学金貸与条例に関する規程」でご確認ください。

#### 【担当課】

〒680-8501

鳥取県鳥取市的場一丁目1番地

鳥取市立病院 教育研修センター

TEL : 0857-37-1522

FAX : 0857-37-1553

URL : <https://hospital.tottori.tottori.jp/>

E-mail : [ken\\_dr@hospital.tottori.tottori.jp](mailto:ken_dr@hospital.tottori.tottori.jp)